

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年6月まで
② 平成元年7月から2年12月まで

私は申立期間内に、結婚による姓の変更や数回の転居を行ったが、その都度役所で国民年金の変更手続を行った。また、この手続の際に収入が少ないので申請免除の手続を行い、国民年金保険料の納付を免除してもらっていたが、納付書が届いた時は金融機関で保険料を納付した。確かに厳しい家計状況から払えないこともあったが、約2年間も未納となっているのは考えられないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については3か月と短期間である上、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失の際や、1回目の結婚及び離婚に伴う被保険者資格の変更に係る手続を適切に行っており、申立人の国民年金に対する関心と納付意識の高さがうかがえる。

また、平成元年3月以前の国民年金保険料について、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、過年度で納付したような形跡や未納等も見られないことから、申立人は適切に保険料を納付していたと考えられ、申立期間①についてのみ納付しない事情はうかがえない。

一方、申立期間②について申立人は、「姓の変更や転居の手続と一緒に国民年金に係る手続を行った。」と述べているところ、C町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿を確認すると、平成元年10月31日に職権で作成されていることから、同年8月*日の婚姻届の提出と同時に国民年金に係る手続が行われたとは考え難く、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、「結婚後は、元夫の国民年金保険料も一緒に納付していた。」と述べているが、申立期間②は元夫も申立人と同様、未納となっており、夫婦共に保険料を納付していなかったと考えられる。

さらに、申立人は、「国民年金の手続の際に申請免除の手続を行い、国民年金保険料の納付を免除されていたが、保険料を納付できる時は納付した。」と述べているが、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間②が免除された形跡は見当たらない上、仮に申請免除が承認された後に保険料を納付する場合、追納の申出を行う必要があるところ、その申出を行った形跡も見当たらないことから、申立期間②の保険料の納付を免除されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を申請免除及び納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を申請免除及び納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで

昭和 60 年 2 月 * 日に入籍し、同年 3 月頃国民年金への加入手続を行った。その後しばらくして年金手帳と一緒に未納分の納付書が届いた。結婚前に両親が加入手続を行ったかどうかは分からないが、未納期間の納付書には結婚前の期間が含まれていたため、実家の両親に資金援助を受け、記入されていた金額を納付した。未納とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月 27 日に A 市で払い出されており、61 年 8 月 1 日付けで 60 年 4 月から同年 8 月までの保険料を過年度納付したことが国民年金被保険者名簿により確認できる。この時点で、申立期間のうち 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は「現年度納付については、納付組織に納付しており、それとは別に過年度納付した記憶があり、その期間に結婚前の期間が含まれていたため、実家から援助を受け 10 万円ほど納付した。」と述べているところ、昭和 60 年 2 月に結婚していることから、結婚前の期間を含む 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間を同年 4 月から同年 8 月までの期間の保険料と一緒に納付したとして考えても不自然ではない上、この期間の国民年金保険料額を試算すると 8 万 9,680 円となり、申立金額とほぼ一致する。

さらに、B 年金事務所は、当時の過年度納付書の取扱いについて「過年度納付の納付書を発行する際に時効にかからない期間が把握できればその期間

の納付書を発行していた。」と回答しており、申立期間直後の期間である昭和 60 年 4 月から同年 8 月分の納付書発行時に、時効にかからない 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の過年度納付書についても発行されていた可能性も否定できない。

一方、申立期間のうち昭和 54 年 4 月から 59 年 6 月までの期間については、61 年 8 月に過年度納付した時点で、制度上、時効により国民年金保険料が納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人は「昭和 60 年 3 月頃加入手続を行った。」としており、20 歳到達時である昭和 54 年 4 月における国民年金への加入手続及び保険料納付についての記憶がなく、同年 4 月から 59 年 6 月の期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が確認できない上、申立人の両親は既に死亡しており、国民年金の加入手続等に関する詳細が確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 47 年 8 月まで
② 平成 3 年 1 月

申立期間①については、私が、昭和 45 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、長兄が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたと三番目の兄から聞いている。

申立期間②については、未納とされているが、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、平成 3 年分の所得税の確定申告書（控）を所持しているため、納付していたはずである。

申立期間①及び②について、調査して記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 3 月 11 日に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間②の保険料を納付することは可能である。

また、申立人夫婦から提出された申立人の平成 3 年分の所得税の確定申告書（控）には、平成 4 年 3 月 5 日の税務署受付印があることから、申立期間②当時に作成されたものと確認できるところ、社会保険料控除欄には、「年金 212,400 円」の記載が確認でき、当該金額は申立期間②を含む 3 年 1 月から同年 12 月の期間の夫婦二人分の国民年金保険料の合計額と一致していることから、申立人は申立期間②の保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 45 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したことを契機に、申立人の長兄が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、

上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月11日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認され、この時点で申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付をしてきていたとする申立人の長兄は行方不明であることから、申立期間①当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立人の長兄が申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成3年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年1月まで

私は、昭和52年4月から継続して、国民年金保険料を納付していたが、申立期間のうち61年4月から平成2年1月までの期間については、夫が厚生年金保険被保険者のため、国民年金の第3号被保険者となり保険料を納付しなくても良いことを知らずに保険料を納付していた。

また、当該第3号被保険者期間について、平成2年2月頃に社会保険事務所（当時）で調査を依頼したところ、職員から、二重に国民年金保険料を納付しており、納付された保険料の還付はできないが、年金受給額に上乘せされると説明があった。

さらに、平成19年11月頃にもA市役所で当該期間について確認をすると、職員から、二重に国民年金保険料を納付しているので、20万円ぐらいの金額が還付されるとの説明があった。

しかし、年金記録では、当該第3号被保険者期間に保険料を納付したとする記録が無く、その後の平成2年2月から3年1月までの期間についても未納と記録されていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成3年1月について、申立人夫婦から提出された申立人の夫の平成3年分の所得税の確定申告書（控）には、4年3月5日の税務署受付印があることから、当時に作成されたものと確認できることから、社会保険料控除欄に「年金 212,400 円」の記載が確認でき、当該金額は3年1月から同年12月の期間の夫婦二人分の国民年金保険料の合計額と一致していることから、申立人は申立期間のうち3年1月の保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から平成 2 年 1 月までの国民年金の第 3 号被保険者期間については、保険料を納付することが不要になることを知らずに保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間について、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は国民年金の第 3 号被保険者となっていることは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が国民年金の第 3 号被保険者となることについて、昭和 61 年 4 月 21 日に届出処理されていることが確認できることから、昭和 61 年度の納付書は発行された可能性があるものの、62 年度の納付書を発行する時点では、既に申立人が第 3 号被保険者として記録されていることから、同年度以降の期間について、申立人が居住している A 市から申立人に納付書が発行され送付されていたとは考え難い。

また、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれも、申立人は昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者資格を取得していることが確認でき、この点について行政側の記録管理に不自然な点はいくつか見えない。

さらに、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年 1 月までの当該第 3 号被保険者期間について、申立人は、「同年 2 月頃に社会保険事務所で調査を依頼したところ、二重に国民年金保険料を納付しており、納付された保険料の還付はできないが、年金受給額に上乗せされると説明された。」と主張しているが、第 3 号被保険者期間に保険料が納付された場合には、制度上、保険料は過誤納として還付されることから、社会保険事務所の職員が当該主張どおりの説明を行ったとは考え難い。

加えて、申立人は、「平成 19 年 11 月頃にも A 市役所で確認をすると、職員から二重に国民年金保険料を納付しているので、20 万円ぐらいの金額が還付されると言われた。」と主張しているが、A 市に当該主張内容について照会したところ、同市では、「国民年金保険料の徴収事務が既に社会保険事務所に移管されていた 19 年当時において、個別の内容に関して、職員が回答することは考えられず、社会保険事務所を案内したと思われる。」と回答している上、当該第 3 号被保険者期間の保険料が還付された場合の保険料の合計額は 34 万 6,400 円となり、申立人の主張する金額と大きく相違している。

このほか、申立人が申立期間のうち昭和 61 年 4 月から平成 2 年 12 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 26 日から 13 年 1 月 26 日まで

A社における標準報酬月額が給料に対してあまりにも低く届出されている。申立期間の給料明細書を提出するので、同社に勤務していた期間の標準報酬月額について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給料明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月30日から同年6月4日まで
年金記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落しているとの回答を得た。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年6月4日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る事業所別被保険者名簿における昭和28年5月の随時改定の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料をもって立証できないが、納付したと思料する。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①の船員保険被保険者の資格取得日は、昭和20年9月26日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については90円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月26日から21年4月1日まで
② 昭和24年9月1日から同年11月1日まで

申立期間①について、昭和20年9月25日にB学校卒業後、A社に採用され、21年6月にC号に乗船するまで自宅待機期間であった。

申立期間②について、昭和24年7月20日にB学校研修科終了後、25年2月にD号に乗船するまで自宅待機期間であった。

いずれの期間も、給料が支給され、保険料も控除されていたはずなので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するB学校の卒業証明書、船員手帳の記録、申立人と同様にB学校卒業後、A社に採用された複数の同期生である同僚の証言及び当該同僚の当該期間に係る船員保険の被保険者記録から総合的に判断すると、申立人はB学校を卒業した翌日の昭和20年9月26日に船員としてA社に採用され、21年6月19日にC号に乗船するまでの期間について、自宅待機の予備船員であったことが認められる。

また、申立人の船員保険被保険者名簿の資格取得日は昭和 21 年 4 月 1 日と記載されているが、船員保険被保険者台帳の資格取得日欄の記載は無く、変更欄に同日の記載がある。また、同僚の記録は、申立人と同様に、同被保険者名簿の資格取得日が同年 4 月 1 日、同被保険者台帳の資格取得日欄の記載は無く、変更欄に同日の記載があり、オンライン記録の資格取得日が 20 年 9 月 26 日となっていることが確認できる。さらに、別の同僚の記録は、同被保険者名簿の資格取得日が 21 年 4 月 1 日とされているものの、同被保険者台帳及びオンライン記録の資格取得日は 20 年 9 月 26 日とされており、A 社に係る船員保険の記録管理が適正であったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における被保険者資格の取得日は、B 学校の同期生であり、同時期に A 社に採用された同僚の取得日と同日の昭和 20 年 9 月 26 日と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同期生である同僚の船員保険の標準報酬月額から 90 円とすることが妥当である。

申立期間②について、B 学校研修科の終了証書、E 社の通知文書及び申立人の具体的な供述から、申立人は、昭和 24 年 2 月に B 学校研修科入校、同年 4 月 1 日に E 社における調整期間となり、同年 7 月 20 日に B 学校研修科を卒業、同年 10 月 1 日に E 社に本採用となっていることが確認できる。また、25 年 8 月 29 日に F 会（船員保険課）が交付した船員失業証明票の被保険者資格取得年月日欄に 22 年 11 月 1 日、同喪失年月日欄に 25 年 8 月 29 日と記載されていることから、申立人は申立期間②において、A 社に在籍していたことが認められる。

また、E 社が申立人に通知した文書には、「吾社と本雇用関係を結んだまま A 会に派遣される事となるが実質上 A 社との関係は従来と何ら変わりはなく A 社責任船の要員として A 社の指示に従うものである。」と記されており、E 社における調整期間及び本雇用となった以後の期間において、雇用形態に変化が無かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②において引き続き自宅待機の状況が継続し、A 社から給料が支給されていたと主張するところ、同僚は、「当時の A 社において、次の乗船命令が出るまでの期間は自宅待機期間であり、その期間は給料も支給されていた。」と述べており、申立人の当該期間についても同様と考えられる。

なお、予備船員（船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度は、昭和 20 年 4 月 1 日から開始されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年8月の船員保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 32 年 7 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格喪失日に係る記録を 34 年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 32 年 7 月から 33 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 34 年 4 月までは 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
申立期間について A 事業所に勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。
調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 34 年 4 月に撮影したと認められる A 事業所における慰安旅行の集合写真及び同僚の証言から、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、B 工場は、昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後に、所在地及び事業所名称を変更し、A 事業所として厚生年金保険の適用事業所となっていることが、事業所記号払出簿において確認できるところ、B 工場及び A 事業所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であった申立人と業務内容の同質性の高い複数の同僚は、いずれも継続して厚生年金保険の被保険者となっており、申立人のみ A 事業所における厚生年金保険の資格が継続しないとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A 事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と業務内容の同質性の高い複数の同僚の昭和 32 年 7 月から 33 年 10 月までのオンライン記録から、32 年 7 月から 33 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 34 年 4 月までは 9,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないと考えることから、事業主は事業所所在地名称変更届を提出した時点において申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出しており、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人の A 事業所における勤務実態が確認できず、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年1月12日）及び資格取得日（同年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和35年1月12日から同年4月1日まで

A社には、昭和33年6月から42年9月まで在籍したが、途中の3か月の厚生年金保険の記録が欠落しており、納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和33年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年1月12日に資格を喪失後、同年4月1日に再度資格を取得しており、同年1月から同年3月までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された申立人に係る在職証明書及び複数の同僚の証言から、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、厚生年金保険が適用とならないのは短時間勤務の職員であると陳述しているところ、当該事業所が保管している申立人に係る人事記録及び稟議書からは、申立人が申立期間に短時間勤務の職員となった形跡はうかがえず、また、申立期間とその前後の俸給を見ても一定であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年10月から4年7月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月16日から4年8月1日まで

A事業所に勤務していた平成3年9月から4年7月までの期間の「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料の金額と、給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料額が異なる。

控除されていた金額に合わせて、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成3年10月から4年7月までの期間については、申立人が保管するA事業所の給与支給明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成3年10月及び同年11月は17万円、同年12月は20万円、4年1月から同年3月までは18万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月は20万円、同年7月は19万円）と同額又は当該標準報酬月額より低い標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料（平成3年10月及び同年11月は1万2,027円、同年12月から4年7月までは1万2,155円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成3年10月から4年7月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成3年9月については、給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万2,027円）に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）よりも高額であるものの、給与支給明細書に記載された報酬月額（16万985円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和50年8月から51年6月までは8万円、同年7月は9万2,000円、54年2月から同年5月までは11万8,000円、同年6月から同年9月までは12万6,000円、55年4月から同年7月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月1日から51年8月1日まで
② 昭和54年1月1日から55年8月1日まで

ねんきん特別便の標準報酬月額記録は、給料支払明細書で確認できる標準報酬月額と相違している。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内である。このことから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①のうち昭和50年8月から51年6月までは8万円、申立期間②のうち54年2月から同年5月までは11万8,000円、同年6月から同年9月までは12万6,000円、55年4月から同年7月までは13万4,000円とすることが妥当である。

また、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、申立期間①のうち昭和 51 年 7 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち昭和 54 年 1 月、同年 10 月から 55 年 3 月については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と申立人が保管している給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期間のうち複数回において一致しないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年9月まで
平成5年1月にA社に入社後、しばらくの間は国民年金に加入していた。B市役所で加入手続の際に厚生年金保険か国民年金に加入しなければならないと強く言われた記憶がある。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年頃、国民年金の加入手続をした。」と述べているところ、平成5年1月から6年10月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない。

また、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳からも国民年金に加入した形跡がうかがえず、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に勤務していたとしているA社は、オンライン記録によると平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、これ以前の申立期間当時について、同社では従業員に対して国民年金への加入を勧めていたかどうかは不明であるとしており、申立人の国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月、同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月
② 平成4年7月及び同年8月

私は、国民年金保険料の納付について、夫婦二人分の保険料を口座振替していたが、平成4年4月に私の住民票を移動してからのしばらくの期間については、口座振替ができなかったため、届いた納付書で夫が納付してくれていたと記憶している。未納期間ができないように必ず夫が申立期間の保険料を納付してくれているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった申立人の夫名義の預金通帳により、平成4年4月から同年9月までの期間について、一人分の国民年金保険料のみ口座振替されていることが確認でき、オンライン記録によると、当該期間の申立人の保険料について、4年4月分は6年5月31日に、4年9月分は6年10月24日に、それぞれ時効間際に納付されていることが確認できることから、当該期間の保険料は、6年5月31日までは納付されていなかったと考えられる。

また、申立期間①について、オンライン記録によると、申立期間①の保険料が納付期限後の平成6年7月13日に納付されていたため、申立期間①後の同年6月分の保険料に充当されており、申立期間①の保険料は時効により納付できなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間②直後の平成4年9月分の保険料が時効間際の6年10月24日に納付されており、この時点で申立期間②の保険料は、制度上、時効により納付できない上、上述のとおり、申立期間①の保険料についても時効により納付できなかったことを踏まえると、申立期間②の保険料が納付されていたとは考え難い。

このほか、申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 5 日から平成元年 4 月 1 日まで

私は、A社の社長の紹介により、昭和 63 年 3 月に同社に入社した。入社当時は、国民年金及び国民健康保険に加入したままであったが、給与から申立期間の厚生年金保険料は控除されていた。そのことを証明する平成元年分の所得税の確定申告書を提出する。昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月までについて、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 63 年 3 月 5 日から平成元年 7 月 25 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人から提出された平成元年分の所得税の確定申告書の写し（表面）に記載されている社会保険料等控除額の総額を見ると、仮に申立人の主張どおり申立期間のうち平成元年 1 月から同年 3 月までの厚生年金保険料及び健康保険料が給与から控除されていたとしても、当該確定申告書における社会保険料等控除額とは一致しないことから、給与から当該期間の厚生年金保険料が控除されていたと判断することはできない。

また、申立期間当時の社会保険事務の担当者は、各社員の事情に応じて厚生年金保険の加入の有無及び加入の時期を決めていたと証言していることから、同社においては、必ずしも入社当初から厚生年金保険料が控除されていたとはいえない。

さらに、申立期間において同社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金

保険料を納付していることが確認できる上、申立人の住所地を管轄するB村C課から提出された国民健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1045（事案 208、849 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで

私は昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで A 社 B 工場に勤務した。脱退手当金を受け取っていないにもかかわらず、支給されたことになっている。

前回の申立てにおいて、脱退手当金支給記録の取消しを求めたが認められず、納得できない。

今回は、当時の A 社 B 工場における脱退手当金に関する資料が、C 県に現存する同社 D 工場にあるかもしれないので、調査をしてほしい。

また、私が調査したところ、年金事務所が保管する私の個人記録には印鑑が押してあるだけで、脱退手当金の支給額など記載されていないようだ。脱退手当金が支給されたという審議結果、またその支給額にどうしても納得ができないので、その記録を再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社 B 工場において、申立人と同時期に資格を喪失した者のうち、受給資格の無い者を除いた全員に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられること、また、脱退手当金は資格喪失日から約 4 か月後に支給されており、支給額についても計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、労働組合が雇用関係の書類を保管し、脱退手当金の手続についても労働組合が行っていたと思

うと述べており、また、当該事業所から年金を管理している会社があるとの証言が得られたと再調査を求めたが、労働組合及び申立人が述べている年金を管理している会社と考えられる健康保険組合には、当時の資料は残っておらず、脱退手当金に関与していたかどうかは不明であり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、当時の A 社 B 工場における脱退手当金に関する資料が、C 県に現存する同社 D 工場にあるかもしれないと主張しているが、同社 D 工場によると、「D 工場には、一部 B 工場の人事記録等が残されているが、申立期間よりももっと後のものであり、申立期間のものについては人事記録や脱退手当金等について確認できる資料は無い。」と回答している。

また、A 社 D 工場では、申立期間当時の同社における脱退手当金に関する一般的な状況について、「申立期間当時の担当者が不明であり、正確な状況を報告することが困難であるが、申立期間当時は、各工場の勤労課担当者が、脱退手当金の代理請求をしていたと思われる。」と述べており、申立人に係る脱退手当金についても、代理請求が行われたことがうかがえる。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたという審議結果、またその支給額にも納得できないと主張しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「回答 36 年 2 月 11 日」の押印が確認でき、この日付は脱退手当金の給付裁定のための回答日であり、社会保険庁（当時）が脱退手当金裁定庁へ厚生年金保険被保険者台帳の写しを回答した場合に押印するものであることから、申立人については、同日において給付裁定の回答をしている、すなわち脱退手当金の裁定請求があったものと考えられる。

また、申立人に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載された定時決定及び月額変更による標準報酬月額から申立期間における脱退手当金の支給額を算出すると、その金額は法定支給額と一致するとともに、オンライン記録とも一致し、申立期間における脱退手当金の支給額に計算上の誤りは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月 7 日から 56 年 7 月 20 日まで
② 昭和 56 年 9 月 1 日から 59 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 60 年 3 月 1 日から平成 2 年 2 月 27 日まで

申立期間①について、A社に入社してから退職するまで、標準報酬月額の記録が1万円しか上がっていないのは不自然で、当時の給与額は20万円以上であったと思う。

申立期間②について、当時、B事業所で雇っていた日雇労働者の日給から比べると、私の標準報酬月額の記録は低いと思う。

申立期間③について、C社に給与額30万円の約束で入社した記憶がある。

申立期間①、②及び③について標準報酬月額の記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「社会保険料の事業主負担を減らすために、実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届けていたが、保険料控除額は標準報酬月額に見合う額であった。」と証言しており、この証言を裏付けるように、当該担当者の給与明細書を見ると、厚生年金保険の標準報酬月額より高い報酬月額を得ているが、その報酬月額に基づく厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は昭和56年7月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先は不明であり、申立ての状況を確認することができない。

さらに、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、遡って記録が訂正された形跡は無い上、申立人の標準報酬月額のみが、他の被保険者の標準報酬月額と比較して著しく低額であるという状況はみられない。

申立期間②について、B事業所の事業主は、「申立期間当時の資料は保管していないが、申立人を雇用した経緯及び給与額等を鮮明に記憶しており、届け出た報酬月額のとおり標準報酬月額は決定されている。」と証言している。

また、申立人のB事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、遡って記録が訂正された形跡は無い上、申立人の標準報酬月額のみが、他の被保険者の標準報酬月額と比較して著しく低額であるという状況はみられない。

申立期間③について、C社の同僚が提出した給与額及び厚生年金保険料控除額等の資料を確認したところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、事業主は申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人のC社における健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、遡って記録が訂正された形跡は無い上、申立人の標準報酬月額のみが、他の被保険者の標準報酬月額と比較して著しく低額であるという状況はみられない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月 15 日から 29 年 1 月 19 日まで
② 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

在籍していた高校の紹介でA社に就職した。卒業するまでの3年5か月間継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間は途中が欠落しており14か月しか記録されていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に就職した経緯を詳細に記憶しており、「申立人と同時期に入社した。」とする同僚が自身の入社時期を昭和28年10月としていることから、申立人は、当該期間に同社に勤務していたと推認できる。

しかし、申立人と業務内容の同質性の高い上記の同僚は、「3か月の試用期間があった。」と証言しており、事実、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚を含め、昭和28年10月に入社したとする複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人の資格取得日と同時期の29年1月であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は当該期間中にA社の事業主の二男が当該事業所に勤務し始めたことなど詳細に記憶しており、同僚は「申立人とは14か月（申立人のA社における被保険者月数）以上、一緒に勤務したと思う。」と証言しているものの、申立期間①が試用期間であったことを考えれば、この証言からは、申立人の当該期間における継続勤務を推認することはできない。

また、当該期間に被保険者記録のある多数の被保険者の厚生年金保険の記

録が、申立人と同様に、複数回の資格取得及び喪失をしている記録が確認でき、同僚の一人は、「従業員の中には、何度も厚生年金保険の資格取得及び喪失をする者が複数いた。」と証言している。

申立期間③について、同僚が、「私は申立人より長く勤務したと思う。」と証言しており、申立人も当該同僚より先に退職したと供述しているところ、二人の記憶どおり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社における同僚の厚生年金保険の資格喪失日は昭和32年2月1日、申立人の資格喪失日は同年1月1日となっており、申立人の当該期間における勤務実態を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務状況並びに申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 3 月 26 日まで
産休に入る人の代わりとして、A事業所に採用され、B市のC事業所に臨時として勤務した。3か月弱の勤務期間について、厚生年金保険被保険者と記録されていないとのことなので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、A事業所に臨時的に採用されC事業所に勤務していたことが、申立人の所持する辞令書により確認できる。

しかしながら、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年4月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、A事業所は、「申立期間当時、臨時職は一定の要件を満たした場合に共済組合に加入させていた。事業所として厚生年金保険の適用になっていなかったため、申立人について厚生年金保険の資格取得手続及び保険料控除は行っていない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年頃から 35 年頃まで
知人の紹介でA社に勤務した。厚生年金保険の加入記録があると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務したとしているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所の所在地と同一県内において、厚生年金保険の適用となっている類似の名称の事業所を調査したが、申立人の供述内容に符合する事業所は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 2 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 3 月 2 日から 48 年 7 月 19 日まで

A社の代表取締役として継続して出社していたが、厚生年金保険被保険者記録が途切れている期間がある。継続して仕事をし、役員として報酬も得ていたので厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社は自身が代表取締役であった会社で、申立期間中も代表取締役として継続して仕事をしていたと主張している。

しかしながら、A社に係る法人登記簿によると、申立人は昭和 43 年 1 月 8 日に代表取締役を退任し、48 年 7 月 19 日に再度代表取締役に就任しており、この間、同社に係る法人登記簿の取締役欄に申立人の氏名の記載は無い。このことについて申立人は、「ずっと代表取締役であったと思っていた。一度退任し、再度就任していることについては記憶が無く、事情が分からない。」としている。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の者から、「申立人は申立期間も社長として出社していたと思う。」との証言が得られたものの、申立期間当時、経理及び厚生年金保険等の事務を行っていた者及び取締役であった者は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の加入の取扱い及び申立期間当時の同社の状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月頃から同年 3 月 18 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 27 日まで

私は、申立期間①についてはA地区にあったB社に、申立期間②についてはC地区にあったD社に、それぞれ正社員として勤務していたが、いずれの期間においても厚生年金保険の記録が無い。調査して厚生年金保険の記録を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社に正社員として勤務していたと主張し、同社の所在地、業務内容を記憶している。

しかしながら、申立人は、同僚等の氏名を覚えておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人を記憶している者がいなかった上、同社では、「申立期間当時から労働者名簿等を確認したが申立人の氏名は見当たらない。また、従業員数は多い時でも 50 人ぐらいであったので正社員であれば氏名は覚えているが申立人の記憶はない。」と回答していることから、申立人が同社に正社員として勤務していたことを推認できない。

また、同社では、「申立期間当時は、3 か月間の試用期間経過後に正社員となり、労使が双方合意の上で厚生年金保険に加入していた。アルバイト等の短期間労働者の場合は在職した記録も残しておらず、厚生年金保険に加入することはない。」と回答していることを踏まえると、申立人が同社に勤務していたとしても、申立人は、正社員になる前に同社を退職していたと考えるのが相当である。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期

間の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人はD社に正社員として勤務していたと主張し、同社の所在地、業務内容を記憶している。

しかしながら、申立人は、同僚等の氏名を覚えておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人を記憶している者がいなかった上、同社の元事業主は、「保管している資料では申立人の氏名は見当たらない。申立期間当時の従業員数は5人から6人であったため、正社員は全員記憶しているが、申立人は記憶にない。」と回答していることから、申立人が申立期間②において同社に正社員として勤務していたことを推認できない。

また、同社の元事業主が、「正社員は入社した時から厚生年金保険に加入している。アルバイトの場合は厚生年金保険に加入させておらず、名前も覚えていない。」と回答していることを踏まえると、申立人が同社に勤務していたとしても、申立人はアルバイトとして勤務していたため厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが相当である。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで
年金記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が 20 万円とされているが、同社から 26 万円が正しいと聞いたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたところ、平成 16 年 7 月 15 日付けで、15 年 9 月 1 日に遡って、20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社が保管する申立人に係る源泉徴収台帳によると、申立期間の報酬月額は 20 万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、当該源泉徴収台帳、平成 16 年 7 月 6 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及びその添付資料によると、申立人の報酬月額は、申立人が取締役を辞任したため 15 年 6 月から固定給が 20 万円に下がっていることが確認できる。

これらの事情を踏まえると、同社では、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）へ提出し、平成 15 年 9 月からの標準報酬月額について 20 万円と決定されるべきであったが、当該報酬月額変更届を提出せず、同年 7 月 7 日に当該報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に提出したことにより、同年 4 月から同年 6 月の給与の平均額であった 26 万円が一旦申立期間の標準報酬月額として決定され、その後、当該決定の誤りが確認できたため、16 年 7 月 6 日に当該報酬月額変更届を提出し、申立期間の標準報酬月額が 20 万円に訂正処理されたものと考えられる。

したがって、上記の遡及訂正処理は、事業主が社会保険事務所に対し、事実即した届出を行ったことによるものであると考えられる。

なお、同社は、申立期間において厚生年金保険料を滞納していた状況ではなく、オンライン記録によると、申立人のほかに標準報酬月額を遡って引き下げられている被保険者は確認できない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

同社の源泉徴収台帳によると、申立人は、申立期間について標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるものの、報酬月額（20万円）はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月15日から同年8月3日まで

私の厚生年金保険の加入状況を確認すると、A社の記録が昭和26年1月15日で喪失しており、B社で同年8月3日に再度厚生年金保険に加入するまでの申立期間について、未加入となっていることが分かった。

A社を経て後継会社のB社に勤務していた期間は、いずれの会社においても私が会計責任者として勤務をしていたので、社会保険料を納付しなかったことは一度もなかったと思う。自分の厚生年金保険の加入記録に納得いかないので調査をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務状況等については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間について同社に勤務していた旨の証言を得られなかった。

一方、申立人のB社における勤務状況等については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年4月1日からの被保険者記録が確認できる同僚一人が「自分が入社した時には既に申立人はB社で勤務しており、経理事務の仕事について指示を受けた。」と証言していることから、申立人が申立期間の一部について同社に勤務していたことは推認できるが、申立人の同社における勤務開始日を特定できる証言等を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人はB社に係る脱退手当金を昭和39年7月15日に受給していることが確認できることから、申立人は当該受給手続の際に同社に係る厚生年金保険被保険者期間について確認していたと考え

られる。

さらに、申立人は、「いずれの会社においても私が会計責任者であった。」と供述しており、B社の同僚二人も「申立人は経理関係事務の責任者であった。」と証言していることから、厚生年金保険料の納付事務の責任者であった申立人が、自らの給与から厚生年金保険料を控除しながらそれを納付していなかったとは考え難い。

加えて、事業所記号簿によると、A社は昭和26年3月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は、上述のとおり、同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年3月25日から同年3月31日までの期間は、両社共に厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。